

桂記念治療的自己研究会会則

名 称

第 1 条 本研究会は、桂記念治療的自己研究会と称する。

事務所

第 2 条 この研究会の事務所は、千葉県市川市に置く。

目 的

第 3 条 本研究会は、特定非営利法人日本心療内科学会(以下「この法人」という)治療的自己評価基準作成委員会(以下「治療的自己委員会」という)の企画・立案にそって、治療的自己機能の自己評価法を検討し、その結果に基づく質問用紙を作成して、それを心身医療に携わる医療スタッフの治療的自己機能の育成のために活用してもらい、心身医療の質の向上に貢献することを目的とする。

事 業

第 4 条 本研究会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

1. 治療的自己機能自己評価質問用紙(仮称)の作成と出版
 - 1) 医療に携わる医師ならびに医療スタッフが培うべき治療的自己の構成要素の解明とその構成要素を取り入れた自己評価質問用紙の作成
 - 2) 治療的自己自己評価質問用紙の妥当性と信頼性の検討
 - 3) 心身医療を行う医師ならびに医療スタッフに対する治療的自己自己評価質問用紙の適用とその活用法の開発
 - 4) 完成した治療的自己自己評価質問用紙の出版とその適用の拡大
2. 治療的自己(therapeutic self)に関する欧米の著書の翻訳出版、紹介
3. 治療的自己に関する研究促進とその成果の発表の機会としての研究会やシンポジウムの開催
4. その他前条の目的を達成するために必要な事業

会 員

第 5 条 本研究会は、本会の目的と事業の趣旨に賛同する個人または団体を会員として入会を認める。

顧 問

第 6 条 本研究会に顧問若干名をおくことができる。顧問は治療的自己委員会が推薦し、この法人の理事会の議を経て委嘱する。(本研究会は、顧問より大所高所に立ったご高見を賜り、それを会の健全なる発展に資するよう生かすことに努めるものとする。)

研究会・シンポジウム

第 7 条 本研究会は、本会の目的を達成するために、通常の研究会とシンポジウムを開催する。

1. 通常の研究会は、治療的自己委員会の要請により、随時開催する。

2. シンポジウムは、年2回以上開催するものとし、そのうちの1回は、日本心療内科学会総会・学術大会の会長のもとシンポジウムとして開催し、もう1回は、関東地区を中心に治療的自己委員会が推薦する会長の主宰により開催するものとする。

資産および会計

第 8 条 研究会ならびにシンポジウム開催に掛かる費用は、会員の参加費および桂記念治療的自己研究基金(「以下桂記念基金」という)より支出する。

会則改正

第 9 条 本研究会の会則改正は、治療的自己委員会の議を経て、この法人の理事会の承認を得なければならない。

第 10 条 本研究会の事業およびその運営を明細化するために、別に運営細則を設けることができる。ただし、運営細則の変更は、治療的自己委員会の議を経て、この法人の理事会の承認を得なければならない。

附 則

第 11 条 この会則は、平成 22 年 11 月 19 日より施行する。